

# 令和6年度 第11回豊後大野市農業委員会総会議事録

## 【会議の概要】

- 1 日 時 令和7年2月17日(月)午後2時00分～3時08分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(14名)、欠席委員(1名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	×	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(6名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(2名)、農業振興課(2名)

- 4 議事録署名委員の指名 13番 志賀 義和 14番 三代 忠佑

## 5 報告事項

### (1) 会長報告及び各種報告

- (2) 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第20号 農地所有適格法人の要件審査について

## 6 議 事

- (1) 議案第65号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第66号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (4) 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第70号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第71号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は14名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。  
13番委員、14番委員

日程3

報告事項

◆会長報告及び各種報告

議 長 前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）  
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）（資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第20号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）（資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4  
議 事

◆議案第 65 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて

議 長 本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。  
ここで、本件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件について、10 番委員にお願いします。

10 番委員 (地区審査結果の報告)  
審査の結果、許可基準に該当し問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

2 番委員 申請地は井崎キャンプ場（清川町）に接続しているのですか。そこは奥の方まで駐車場になっていたと思うのですが、申請地はどのような状況ですか。

議 長 担当地区の委員に説明を求めます。

10 番委員 申請地はキャンプ場には接続していません。キャンプ場より上段に位置し、耕作中の農地となっています。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

「議案第 65 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は、「意見なし」とします。

◆議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画の決定について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 66 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 67 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。

ここで、議案第 67 号につきましては、10 番委員が関係している案件があることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。

(10 番委員退席)

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

「議案第 67 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、「意見なし」として市に報告いたします。

それでは、10 番委員の入室を認めます。

(10 番委員入室)

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 8 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番と 2 番の案件を 12 番委員に、番号 3 番の案件を 10 番委員に、番号 4 番から 6 番の案件を 9 番委員に、番号 7 番と 8 番の案件を 5 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

12 番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

10 番委員

9 番委員

5 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 68 号の 8 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 番号 3 番の譲渡人は、報告第 19 号の番号 1 番で説明があった貸人と同一人物ですか。同じであれば 7 件合意解約するとなっていた。今回、農地法第 3 条で 1 件申請、残り 6 件はどうなるのか。

議 長 事務局からの説明を求めます。

(事務局) 同一人物です。残り 6 件につきましては、農地売買等支援事業を使い所有権移転を行います。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 68 号の 8 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 68 号の 8 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、本件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を、2 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告)  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 69 号についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 69 号については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決

定されました。

**◆議案第 70 号 現況証明（非農地証明）について**

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から 3 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を 2 番委員に、番号 2 番の案件を 11 番委員に、番号 3 番の案件を 5 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告  
11 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。  
5 番委員

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 70 号の 3 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第 70 号の 3 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。  
これから採決します。議案第 70 号の 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 70 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

**◆議案第 71 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について**

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。議案第 71 号の 5 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。  
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。  
それでは、番号 1 番の案件を 12 番委員と 16 番委員に、番号 2 番の案件を 12 番委員と 19 番委員に、番号 3 番の案件を 12 番委員と 17 番委員に、番号 4 番の案件を 9 番委員と 23 番委員に、番号 5 番の案件を 11 番委員と 37 番委員にお願いします。  
なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員

の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

その他の項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

ご意見等はございませんでしょうか。

6番委員 先般の地区審査会において、令和7年度の地区審査会及び総会の日程表をいただきました。市と県の畜産共進会の件ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から農業委員会会長の出席が中止となっておりますが、これからは足をお運びいただき、畜産農家の応援をしていただけたらと思っております。

議長 予定等を教えていただければ、可能な限り出席に努めたいと思います。その他ご意見等はございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和6年度第11回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。